

選挙管理委員会からのお知らせ

富士河口湖町長選挙
 富士河口湖町議会第1選挙区選出議員補欠選挙
 第1選挙区とは、上九一色地区を除く河口湖・勝山・足和田地区のことです。

投票日

11月18日(日)

富士河口湖町選挙管理委員会では
 十二月六日に任期満了を迎える富士
 河口湖町長選挙と欠員による富士河
 口湖町議会第1選挙区選出議員補欠
 選挙を次のとおり実施します。

告示日 十一月十三日(火)

投票日 十一月十八日(日)

投票時間 午前七時～午後八時

開票時間 午後九時～

《期日前投票》

期間 十一月十四日

～十七日まで

時間 午前八時三〇～午後八時

場所 富士河口湖町役場

立候補予定者説明会を

開催します

富士河口湖町選挙管理委員会では、
 富士河口湖町長選挙と富士河口湖町
 議会第1選挙区選出議員補欠選挙の
 立候補予定者説明会を次のとおり開
 催します。

日時 十一月六日(火)

午後一時三〇分～

場所 富士河口湖町役場

コンベンションホール

問い合わせ 富士河口湖町選挙

管理委員会 (七二一一一一二

内線二一一

新議長きままる！

9月議会の最終日(9月21日)、議長と副議長
 が新たに選出されましたので紹介します。

議長 渡辺 余緒治 副議長 渡辺 袈袋 一



渡辺 余緒治氏



渡辺 袈袋一氏

体育功労者及び 特別体育功労者を表彰！

町体育協会(渡辺清会長)
 では9月22日、町民体育館
 での町制祭スポーツ大会記
 念式典で、各分野で顕著な
 功労のありました5名の体
 育功労者と各種大会で優秀
 な成績を修めました52団体
 と個人に特別体育功労者の
 表彰を行いました。



【町体育功労者】

- 三浦 裕次 (船津支部) 44歳
- 石井 秀人 (バスケットボール部) 52歳
- 坂本 幸雄 (スキー部) 48歳
- 井出かめ子 (レクリエーション部) 80歳
- 倉澤 宏忠 (ソフトボール部) 37歳

【町特別体育功労者】

- 富士河口湖高等学校男子剣道部
- 全国高校総体県予選大会 男子団体第3位
- 富士河口湖高等学校女子剣道部
- 全国高校総体県予選大会 女子団体第2位
- 小佐野恭平、服部那紀、倉澤秀和、堀内貴寛
- 全国高校総体ボート競技大会
- 男子舵手付クオドルブル出場
- 在原 早紀、駒谷 亜美、渡辺 愛
- 全国高校総体ボート競技大会
- 女子舵手付クオドルブル出場
- 小佐野智巳
- 稲全国高校総体ボート競技大会出場
- 坂本 洋基 関東高等学校ボート大会
- 男子シングルスカル 第5位
- 中野 聡 関東高等学校ボート大会
- 男子ダブルスカル 第5位
- 渡辺 稔 関東高等学校ボート大会
- 男子ダブルスカル 第6位
- 三浦 望 関東高等学校ボート大会
- 男子舵手付クオドルブル 第5位
- 小林 篤史 全国高校総体力ヌー大会
- 女子ダブルスカル出場
- 渡辺 真紀、渡辺 早葵 関東高等学校力ヌー大会
- カナディアンシングル 200m 第6位
- 河口湖南中学校ラグビー部
- 女子ダブルスカル 第6位
- 河口湖南中学校ラグビーフットボール部 優勝
- 河口湖南中学校水泳部 県中学総体水泳の部
- 400mメドレーリレー 第3位

三浦恵莉奈 県中学総体水泳の部

200m個人メドレー 第3位

渡辺 央行、堀内 達矢 全国中学競漕大会

ダブルスカル 第8位

河口大檜子どもクラブ

県子どもクラブ親睦球技大会ソフトボールの部 優勝

朝野 学 県中学スキー選手権大会

大回転 第2位

林 春伸、野沢 秀平 県力ヌー選手権大会

中学男子カヤックペア 第1位

三堀 修、穂野 達哉 県力ヌー選手権大会

中学男子カヤックペア 第2位

小林 由人 県力ヌー選手権大会

中学男子カヤックシングル 第3位

位渡辺かんな、濱 富優美 県力ヌー選手権大会

中学女子カヤックペア 第2位

小林 勇介 全国中学生力ヌー大会

男子カナディアンシングル 第3位

渡辺 空 全国中学生力ヌー大会

女子カヤックシングル 第7位

渡辺 由香 全国中学生力ヌー大会

女子パラレルスラローム 第4位

古屋 柚育 全国少年少女水泳競技大会

とびうお杯 背泳 50m 第64位

内田 祥子 全日本選手権大会

女子舵手付クオドルプル 第1位

古屋 積 県体育祭スキー競技会

マスターズC 第1位

朝野 聡 県体育祭スキー競技会

マスターズB 第1位

鷲見 浩平 県マスターズ大会 スキー

第2戦 55歳代 第1位

小澤 宏史 県マスターズ大会 スキー

第2戦 35歳代 第1位

渡辺 昭允 県ジュニアジャイアントスラローム大会

小4組 第1位

梶原 聖 県ジュニアスラローム大会

小4組 第1位

高木 雅也 県ジュニアジャイアントスラローム大会

小3組 第1位

天野 瑠南 県体育祭スキー競技会

少年女子 第1位

坂本 佳子 ジャパンジュニアグラススキー大会

スラローム小学生高学年女子 第5位

坂本 千明 ジャパンジュニアグラススキー大会

ジャイアントスラローム小学生低学年女子優勝

坂本 竜一 ジャパンジュニアグラススキー大会

スラローム 小学低学年男子 第5位

坂本 栄樹 全日本スノーボード技術選手権大会

アルペン男子 小回り3位 総合10位

町スキー部 県体育祭リスキー競技会

団体の部 男子1位 女子2位

町ゴルフ部 県体育祭リゴルフ競技会

団体の部 第1位

小佐野鶴雄 県体育祭リゴルフ競技会

個人の部 第1位

中村龍太郎 全国高校総体ボート競技大会

男子シングルスカル出場

第60回山梨県体育祭り、 町村の部総合で2位!

9月24日まで、県内の各会場で繰り広げられてきた県体育祭り、本町は町村の部総合で、増穂町に続く第2位という好成績を収めました。各種目で健闘された選手の皆さん、ご苦労さまでした。
上位入賞した種目を紹介します。

【男子の部】

ソフトテニス・柔道 ゴルフ・スキー・空手 1位

スケート・バスケットボール 2位

サッカー・バドミントン・剣道 テニス 3位

【女子の部】

スキー・陸上競技 ソフトテニス・テニス 2位

グラウンドゴルフ 3位

バレーボール・バドミントン



交通死亡事故多発に伴う「町長声明」

富士河口湖町では、本年4月から9月にかけて交通事故により亡くなる死亡事故が相次いで発生しています。昨年末の事故による死者数は2人であったのに対し、今年は9月時点ですでに4人の方が亡くなっています。また現在富士吉田警察署管内の市町村においても、本町のみ死亡事故が発生しています。

死亡事故が発生しはじめた頃から、本庁舎周辺に「死亡事故多発」ののぼり旗を掲出、また、広報誌や町ホームページ、CATVテロップ放送、防災行政無線等を通じて死亡事故多発について注意喚起をしてまいりました。

しかしながら、その後も死亡事故はとどまることなく発生し続けている状況です。

このように、重大事故が連続して発生している現在の富士河口湖町は、まさに異常事態と言わざるを得ません。悲惨な交通事故を防止し、尊い命を守り、この深刻な事態を一刻も早く食い止めるべく、町民の皆さまに次のことを提言します。

ドライバーの方

交差点では必ず安全を確かめ、お互いゆずり合って運転をしましょう。

駐車場や狭い道から出る際には、歩道を通行する歩行者等に十分注意しましょう。

運転中の携帯電話の使用は絶対にやめましょう。

スピードの出しすぎには十分注意しましょう。

飲酒運転は危険なので絶対にやめましょう。

後部座席を含むすべての座席でシートベルト、チャイルドシートを着用しましょう。

薄暗くなる夕方や、天候の悪い日は早めにライトを点灯しましょう。

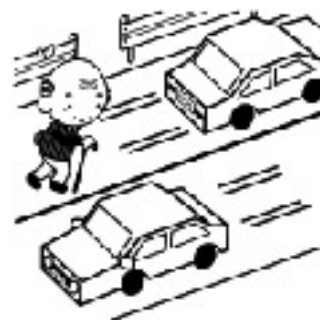
歩行者の方

無理な道路横断は絶対にやめ、少し遠回りでも横断歩道がある場合はそこを渡りましょう。

また、左右を十分確認して渡りましょう。

歩道のない道路を歩く時は、右側を歩きましょう。

薄暗い夕方や夜間の外出には、早めにドライバーに気づかれるよう、明るい色の服装や反射材を身に付けましょう。



自転車に乗る方

自転車の2人乗りや、無灯火、傘差し運転など危険な運転はやめましょう。

左側を走行し、無理な道路横断は絶対にやめましょう。

交差点では必ず安全を確かめましょう。



4件の死亡事故の概要

場 所	事 故 内 容
河口地区 産屋ヶ崎交差点	信号のある交差点で車同士が出合い頭衝突したもの
船津地区 船津登山道入口交差点西方	走行中の車に別の車が追突したもの
船津地区 上の段交差点	信号のある交差点で横断中の歩行者と車が衝突したもの
勝山地区 小海交差点	信号のある交差点で車同士が出合い頭衝突したもの

町民の皆さま、どうかこれ以上犠牲者を増やさないように、町民一人ひとりが、「思いやり」「ゆずり合い」の心を持ち、交通ルールと交通マナーを守り、悲惨な交通事故をなくしましょう。

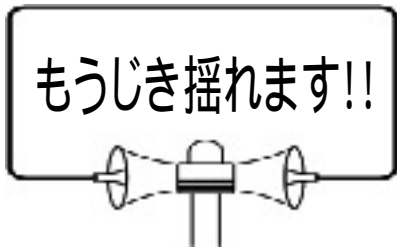
家庭や職場、地域においてお互い交通安全の声かけをし、交通事故を防ぎましょう。



平成19年9月20日

富士河口湖町長 小佐野常夫

もうじき揺れます!!



「緊急地震速報」

有効に活用しよう!

気象庁から提供される「緊急地震速報」について、7月号広報誌からその仕組みや速報を見聞きした場合にどう行動したらよいかをお知らせしてきました。

いよいよ10月1日から「緊急地震速報」が提供されます。どのような形で届くのでしょうか。

テレビ・ラジオによる放送

例えば、NHKでは気象庁が緊急地震速報を発表した場合、すべての放送波で全国放送されます。テレビは、画面に地図付きで表記、ラジオは放送が中断され音声で放送されます。また、他のテレビ・ラジオ局でも放送に向けた準備が進められています。

防災行政無線による放送

現在、全国で「全国瞬時警報システム(J ALERT)」というシステムの整備が進められています。J ALERTは、対処に時間的余裕のない緊急情報を、消防庁から人工衛星を用いて送信し、市区町村の同報系防災行政無線を自動的に起動することにより住民の方に瞬時に伝達するシステムです。このJ-ALERTを用いて「緊急地震速報」を伝えようという動きがあります。



ただし、緊急地震速報自体の技術的な限界(震源に近い地域では緊急地震速報が間に合わないこと、また、早急な速報を重視することから震度に誤差が生じる場合があること)は、J ALERTにも当てはまります。また、提供基準の違い等から、テレビやラジオ等で緊急地震速報の提供が行なわれても、J ALERTによる緊急地震速報の提供が行なわれない場合があります。

携帯電話による受信

配信開始時期は未定ですが、一部の携帯電話会社により携帯電話への緊急地震速報の配信が計画されています。

施設の館内放送

百貨店や地下街などでも、館内放送を行なうための検討を進めているところがあります。

専用端末などを利用した情報入手方法について

緊急地震速報を受信する専用端末や、表示ソフトを搭載したパソコンなどへ緊急地震速報を提供する計画をしている事業者があります。必要な設置機器などについては、事業者へ問い合わせ下さい。緊急地震速報利用者協議会という民間の団体が組織されており、加盟事業者のリンク及び問合せ先の一覧があります。

緊急地震速報利用者協議会ホームページ <http://www.eewrk.org>



「緊急地震速報」は強い地震が来る数秒から数十秒くらい前にお知らせするものです。これまでお伝えしてきましたように、速報を見聞きしてから、何か対策を講じる時間はありません。「まずは自分の身を守ることを重点におき、平常時に家庭や職場で速報の際についての話し合いをし、いつでも正しく行動できるようにしておく必要があります。

気象庁ホームページ「緊急地震速報について」 <http://www.seisvol.kishou.go.jp/eq/EEW/kaietsu/index.html>

「緊急地震速報の利用の心得」 <http://www.seisvol.kishou.go.jp/eq/EEW/kaietsu/kokoroe.pdf>

管理課 防災係 72-6013

家庭を守る防災対策 Part9

震災を生き抜くために必要なもの]

災害が発生して上下水道が使えなくなると水洗トイレが使用不能になります。いざという時のために携帯用トイレを常備しておくことが大切です。アウトドアグッズを扱っている店で販売しているので、使い勝手の良い簡易トイレを見つけ準備しておくといでしょう。

また、大きめのポリ袋、細かくちぎった新聞紙、排泄物を処理するための凝固剤、消臭剤、トイレトーパーを用いて、自宅の便器を利用して簡易トイレを作る方法もあります。



管理課 防災係72-6013

今月の行政相談・心配ごと相談日
10月20日(土)

場 所	時 間	弁護士相談
町中央公民館	10時～14時	10時～12時
勝山ふれあいセンター	午後 時～4時	午後 時～3時
足和田出張所		
本栖公民館		

行政相談・心配ごと相談 弁護士相談は、
どこの場所へ行ってもOKです。

〓 県の機関が行っている各種相談 〓

無料弁護士相談

日時 10月10日(水)・17日(水)・22日(月)・26日(金)・11月5日(月)

午後1時～4時

場所 県民生活センター相談室

(県民情報プラザ2階・甲府市)

相談は予約制で、1人当たり30分

電話相談

県民生活センター

055 223 1366

富士・東部地域県民センター

0554 45 5038・7843

曜日・時間 月曜日～金曜日(祝日除く)

午前9時～午後4時

町の行政相談委員さんは、

白壁 勝雄 72 0143

小佐野成太郎 83 2320

梶原 一榮 82 2446

渡辺 袈裟司 87 2316

多重債務相談窓口を毎月20日に開設します！

現在、我が国においては、消費者金融の利用者が少なくとも1400万人、そのうち多重債務に陥っている者は、200万人を超えていると言われています。この状況に対応して国や県でも、多重債務問題改善プログラムを作成し、その対応にあたっています。

この状況を受けて町でも、毎月20日の行政相談・心配ごと相談に加え、10月から「多重債務相談窓口」を開設いたします。船津地区在住の穂阪四郎さんを相談者として、多重債務や借金問題等でお悩みの方の相談に対応しますので、是非ご利用下さい。

また、多重債務や借金問題での悩み相談などありましたら、総合窓口課 72 1114 まで遠慮なく連絡して下さい。

相談上の秘密は固く守られます。

10月の多重債務相談日

日程 10月20日(土) 午後1時～3時

相談場所、町中央公民館 第二研修室

無料法律相談会のお知らせ

日時 10月29日(月)午後1時～4時

場所 中央公民館第2会議室

対応者 永嶋 実弁護士(山梨県弁護士会)

定員 6名(1名の相談時間30分)

申込み 10月11日(火)

午前9時から受付けます(先着6名)

申込先 町役場企画課 72 6023

法務局なんでも無料相談所

法務局では、登記、戸籍、供託、訴訟、人権擁護及び成年後見登記に関する事務等、住民の皆様方の生活に深く関係する事務を取り扱っております。

これらに関する事で、疑問に思っていること、不明な点、お知りになりたいこと等がありましたら、法務局の職員、公証人がお答えする相談所を開設しますのでご利用ください。

秘密は固く守られますし、事前の予約等、特別な手続きも不要です。

日時 10月28日(日)

午前9時～午後3時30分

場所 甲府地方法務局4階会議室

登記(不動産・商業法人)の手続きについては、インターネットを利用して、申請書様式など、登記に関する情報を入手することができます。

アドレス <http://honuukyoku.maj.go.jp>

問合せ先 甲府地方法務局

(055 252 7151)

無料！調停相談

日時 10月17日(水) 午前10時～午後3時

場所 富士吉田簡易裁判所(下吉田第一小前)

相談担当者 調停委員、司法委員、参事委員

問合せ先 富士吉田簡易裁判所 22 0573

富士河口湖町総合計画策定のための 「まちづくり懇談会」を開催します

現在、富士河口湖町では、新しい総合計画の策定を進めていますが、策定に当たっては、住民の皆さんが計画づくりに参加できる機会を設け皆さんとともに、つくり上げるといった視点で進めることを基本理念としています。

そこで、住民の皆さんから直接、各地区の意見・要望等についてのご意見やご提言をお聴きする場として地区別に懇談会を開催します。

参加については、事前申込みは必要ありません。ぜひ、将来に向けたまちづくりへのお考えをお寄せ下さい。



富士河口湖町総合計画とは、新町建設計画の考え方を踏まえ平成20年度から10年間の富士河口湖町が目指すまちづくりの方向性を定めるものであり、幅広い住民の参画をもとに住民皆さんが同じ視線で共有することができるまちの将来像を描くとともに、町政発展の基本方向とそれを実現するための基本方針を明らかにしたものです。

【開催日程】

日 程	時 間	会 場	対象地区	
10月9日(火)	午後6時30分～	町役場1階コンベンションホール	船津1700	船津・浅川地区
10月10日(水)	午後6時30分～	小立福祉センター1階	小立677	小立地区
10月11日(木)	午後6時30分～	河口福祉センター2階	河口6-1	河口地区
10月12日(金)	午後6時30分～	大石福祉センター2階	大石72	大石地区
10月15日(月)	午後6時30分～	勝山ふれあいセンター2階	勝山4029-5	勝山地区
10月17日(水)	午後6時30分～	足和田老人福祉センター2階	長浜1222	足和田地区
10月23日(火)	午後6時30分～	上九一色コミティセンター	富士ヶ嶺1219-1	上九一色地区

問い合わせ 富士河口湖町役場企画課企画調整係 TEL 72-1129

社協だより

赤い羽根募金

歳末助け合い運動にご協力をお願いいたします

共同募金運動が始まってから、本年で60年を迎え、この間には、社会経済状況も急激な変化をみせ人々の生活も意識も変わってきました。共同募金は、人々が共に生きていこうという「たすけあい」の心に支えられ、人々の幸せを願うとともに歩んできました。



共同募金運動は10月1日から12月31日まで、「地域の福祉、みんなで参加」をスローガンに全国一斉に行われ、約200万人の方がボランティアとして活動しています。

当町ではこの期間に自治会・区会を通じて戸別募金、企業等からの大口募金、町職員等より職域募金を募ります。皆さんからいただいた募金は、富士河口湖町分会(町社会福祉協議会が事務局)にて取りまとめ、一旦、県共同募金会へ納付を行い、そこから福祉施設や福祉活動を推進している団体に配分されます。

当町での配分金は、高齢者福祉推進費として、また歳末たすけあい募金は、低所得者世帯等に、金品を寄贈するために使われます。

多くの皆様方からのご協力をお願いいたします。

いきいき山梨

ねんりんピックで交流

9月8日(土)に、小瀬スポーツ公園で開催された「いきいき山梨ねんりんピック2007」に、本町から45名の老人クラブ会員が参加しました。

「ねんりんピック」はスポーツ、福祉、文化など幅広い分野で、高齢者を中心に子供から大人まで多くの方々が楽しみながら交流を深めるため、毎年開催されています。本町からは、グラウンドゴルフ、ペンタンク、ゲートボール、輪投げの競技に参加しました。好プレーや珍プレーに声援を送り、楽しく交流しました。

19年度社協会費のご納入

お礼申し上げます

町社会福祉協議会は、町民の皆様からのあたたかい善意に支えられて運営されています。

今年度も、自治会・区会のご協力により、多くの皆様からご納入をいただき、心よりお礼申し上げます。

この会費は、地域福祉の啓発、高齢者・障害者福祉等の推進、ボランティア活動推進等に活用させていただきます。

今後、多様化する福祉ニーズに対する地域福祉充実のため、社協会員に対するご理解とご協力をお願い申し上げます。



国民健康保険

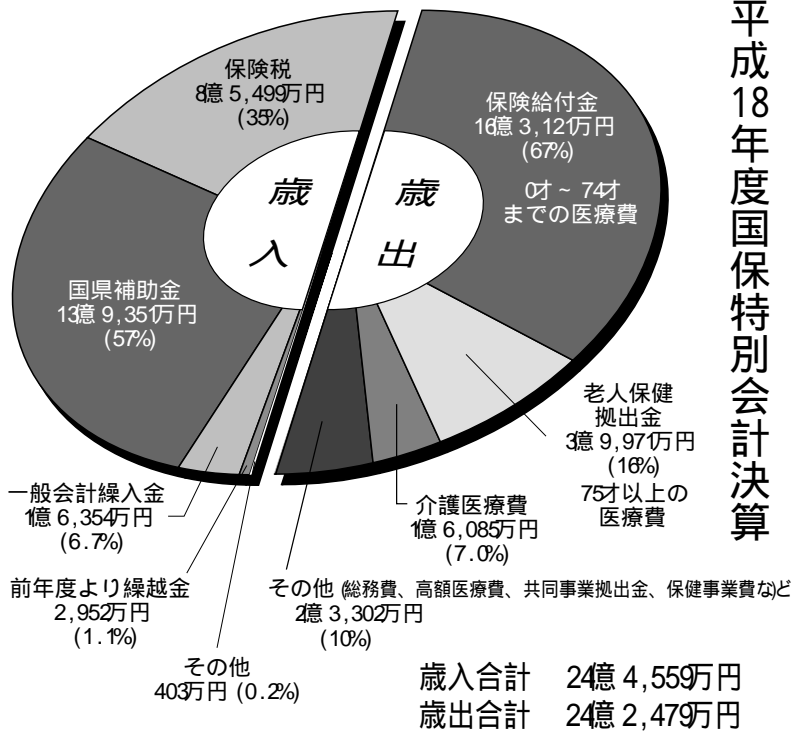
国民健康保険は

みんなで助け合う制度です

私たちは、ふだん健康であっても、いつどんなときに病気やケガで、高額
の医療費がかかるかわかりません。そんなとき安心して診療が受けられ
るよう、国民健康保険は加入者がそれぞれの収入や家族数などによって
お金を出し合い、お互いに助け合うことを目的とした制度です。

国民健康保険強調月間にちなみ、平成18年度の決算のあらましと、医
療費のすがた、国保税、給付などについてお知らせします。

平成18年度国保特別会計決算



上にある円グラフが平成18年度の富士河口湖町国民健康保険特別会計の決算状況です。

歳出のうち約9割以上を医療費が占めています。つまり、医療費が増えると同比例して歳出額も増えていき、当然ながらそれに見合った額まで歳入も増やさなければならぬのですが、歳入の財源には限りがあります。

わが町の国民健康保険の運営も非常に厳しい状況にあります。益々増えていく医療費、限りある財源、国民健康保険の健全な運営を続けるためには、保険税の正しい納付は当然ながら、医療費を少なく抑えるために、日頃から自己の健康管理に気をつけ、適度な運動をしたり、病気の早期発見と早期治療に心がけ、加入者一人一人が健康になることがとても重要なことです。

資格の取得・喪失のときは、すみやかに届け出を

保険証は、国保の被保険者である証明書であると同時に、医療機関受診の際の受診券の役割を果たします。

国保加入者が、他の保険制度を適用する会社や組合などに勤めたり、または辞めたときには、すみやかに資格の取得や喪失の届け出をしましょう。

特に、学生が卒業して就職した場合の届け出は、何年も忘れている場合がありますので、もう一度お確かめください。

資格の発生と保険税(遡及賦課)について

保険税は届け出をしたときからではなく、資格ができた月から納めることとなります。退職など、資格ができて届け出が遅れた場合には、資格の発生した月にさかのぼって保険税を納めていただくこととなりますのでご注意ください。

保険税の納付義務者は世帯主です

保険税を納めなければならない人を納付義務者といいます。世帯主が国保の被保険者であるなしにかかわらず、家族のなかに国保の加入者がいれば、保険税は、世帯主が納めることになります。

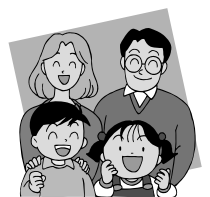
遅滞なく納期限内に納めていただくことが、国保運営を円滑に進めることとなります。保険税納付には、簡単で便利な口座振替をおすすめします。

平成18年度納付していただいた国民健康保険税はすべて医療機関への支払いに充てられています。

滞納する前に納付相談を！！

もし、あなたが保険税を滞納しているのなら、すぐに納めましょう。保険税を納めないでいると国保の財源が不足し、きちんと納めている人の負担が大きくなってしまいます。納付が困難なときは、早めに相談ください。

納税相談は役場税務課・保険課で常時受け付けています。税務課 72-1113 保険課 72-6026



中学生以下の
インフルエンザ
予防接種費用の
一部助成について

町では、町内に住所がある児童の健康管理のため、インフルエンザ予防接種を受けた児童に対し、その費用負担の軽減を図るため、接種費用の一部を助成しています。(二人につき2,000円。但し医療機関に支払った金額が2,000円未満は対象となりません)

平成19年10月から12月までに予防接種を受けた0歳～中学3年生までの子供さんが該当になります。

インフルエンザの予防接種であること及び接種を受けた者が明記された領収書(レシート可)・印鑑、振込み先のわかる通帳などをもって役場保険課

にある申請書により請求してください。

申請期限は平成20年2月末日までですが、早めに申請してください。

*インフルエンザ予防接種は任意の予防接種のため保護者の責任においておこなわれるものです。子供さんの十分な体調管理が必要と思われま



お知らせ

平成20年4月から
健康診査が変わります

これまでの健診は病気の早期発見や早期治療を目的として行われてきました。しかしながら、近年の食生活や生活習慣の変化などに伴い、生活習慣病が増加し、国民医療費の約3割、死亡原因では約6割を占めています。このようなことから生活習慣病の予防対策に重点をおき、この予備群の人たちを早期に見出し、個人が生活習慣を改善するための「特定健診」が行われるようになります。

特定健診とは...

平成20年4月から、40歳～74歳の人に「メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)」の概念を取り入れた健診が、各人の加入する各医療保険者に義務化されます。

また、健診結果も医療保険者が管理することになります。



富士河口湖町健康なんでも相談 24 (24時間・電話健康 医療相談)

たとえばこんな時!



どうしたらいいの...

0120-807-024

相談料・通話料無料・24時間・年中無休
(2005年4月1日よりスタート)

プライバシーは厳守されます

緊急のとき...
深夜・早朝も...
休日・祝日も...



どんなご相談もお気軽に!

- 健康相談
- 医療相談
- 介護相談
- 育児相談
- メンタルヘルス相談
- +
- 医療機関情報等

はい、「安心ください」。

富士河口湖町国民健康保険加入者及び町民の方がご利用できます!

電話による健康相談

健康、医療 介護 育児メンタルヘルス、医療機関紹介など健康に関することならどんなことでも、24時間・365日ご相談いただけます。相談は、医師 保健師 看護師 臨床心理士など専門家が対応いたします。ご相談者のプライバシーは完全に守られますのでお気軽にご利用ください。

富士河口湖町定住及び二地域居住促進制度の改正について

本町では、平成17年度からこの制度を進めてきましたが、町の定住及び二地域居住環境の改善を図り、人口の定住及び二地域居住の一層の促進を図るため、10月1日より制度の一部を改正しました。

この制度は、住宅の新築(購入)支援と住宅団地造成助成の2つの支援策から成り立っています。

住宅の新築(購入)支援

支援内容

- ・住宅取得支援

改正後	改正前
1人1回限り40万円 平成19年10月1日以降、建築確認申請(購入)をされた方	1人1回限り30万円 平成19年10月1日以前に建築確認申請(購入)をされた方

対象要件

- ・新規転入者で、配偶者を有する方
- ・富士河口湖町(旧河口湖町、旧勝山村、旧足和田村、旧上九一色村)を転出してから5年未満の方は該当になりません
- ・新たに自己の居住のための住居を新築もしくは購入した方
- ・定住の意思を持ち、5年以上の居住を確約できる方
- ・延べ床面積が50㎡以上240㎡以下の物件
- ・併用住宅は、延床面積の2分の1以上に相当する部分が自己の居住である物件



住宅団地造成助成

支援内容

- ・住宅建設用地の造成、住宅団地内道路舗装に対する助成

種別	改正後	改正前
住宅建設用地の造成に対する助成金	(1,000円/㎡×分譲用㎡地面積×1/2) 1団地40万円を限度とする	(1,000円/㎡×分譲用地面積×1/2) 1団地30万円を限度とする
住宅団地内道路舗装費に対する助成金	(5,000円/㎡×舗装面積×1/2) 1団地40万円を限度とする	(5,000円/㎡×舗装面積×1/2) 1団地30万円を限度とする

- ・大規模住宅建設用地の造成、大規模住宅団地内道路舗装費に対する助成

種別	奨励金
大規模住宅建設用地の造成に対する助成 (1,000円/㎡×分譲用地面積×1/2)	5,000㎡以上1団地250万円を限度とする 10,000㎡以上1団地500万円を限度とする 50,000㎡以上1団地2,500万円を限度とする 100,000㎡以上1団地5,000万円を限度とする
大規模住宅団地内道路舗装費に対する助成 (5,000円/㎡×舗装面積×1/2)	5,000㎡以上1団地250万円を限度とする 10,000㎡以上1団地500万円を限度とする 50,000㎡以上1団地2,500万円を限度とする 100,000㎡以上1団地5,000万円を限度とする

(平成19年10月1日以降に、開発行爲の申請をされた方から適用)

対象要件

- ・1区画あたりの面積が200㎡以上の連担(まとめた)した宅地で、4区画以上の住宅団地造成地。
- ・都市計画区域内で住宅用地を分譲することを目的とした住宅団地造成(ただし、都市計画区域外で地域経済の活性化に寄与すると認められた場合はその限りではない。)
- ・民営の宅地建物取引業者のうち、住宅団地の造成並びに住宅の販売を業とする者

上記制度についてのご相談は、役場企画課まちづくり推進係(72-1129)までお問い合わせ下さい。

まちなみ飾花補助金の交付要綱を改正

花の苗などの購入に対する補助がとても受けやすくなりました!!

町ではこれまで、一般の家庭や事業所が道路に面して植栽した、花の苗や植木鉢の購入費用に対して補助金を出してきましたが、一度に大量の花を買わなければ補助対象にならず、また、申請の手続きも面倒なことなどで、なかなか皆さんになじみにくいようでした。

そこで制度を少し見直し、もっと手軽に飾花の補助金がもらえるようになりました。新しくなったおもなところは、今までは花の苗50本以上の購入からが補助対象でしたが、25本以上で補助対象に 手続きは申請書1枚に明細書と領収書のコピーを添えるだけです。

10月からは、より多くの『ちょっぴり花好き』な皆さんにも補助を活用していただけたと思います。秋植えの花の苗を買いに行く時には、ぜひこの記事を思い出してください。

< 飾花補助の基準について (概要) >

花の苗及び花木

飾花 (露地植え及びプランター等利用) の補助対象は、まちなみの景観を形成しているものとし、公道に接する部分の奥行き2m以内に植えられたもの(間口が5m以上ある場合の奥行きは見通せる範囲)。また、家屋の壁やバルコニーに吊り鉢等を利用した飾花は、公道から確認できる範囲とします。

いずれの飾花についても 花苗は25本以上、花木は10本 (樹高1.5m以上) 以上 購入した場合とします。

飾花器材

プランター、各種ポット、吊り鉢、ハンギング・バスケット等については、5個以上 (原則として、環境にやさしい器材) とし、灌水装置については1基から対象とします。

[一般家庭・小規模営業所] の補助額

	補助対象基本額	補助率	限度額
花の苗及び花木	花の苗1本当り120円を限度額とします	2/3	20,000円
	花木1本当り5,000円を限度額とします		30,000円
飾花器材	飾花器材1個当りの単価		30,000円

[大規模営業所(旅館・企業等)] の補助額

	補助対象基本額	補助率	限度額
花の苗及び花木	花の苗1本当り120円を限度額とします	2/3	150,000円
	花木1本当り5,000円を限度額とします		
飾花器材	飾花器材1個当りの単価		

詳しくは町役場環境課 (72-3169)へ



ごみは、決められた収集日に、決められた場所へ 指定ごみ袋に入れて出してください

昨年10月からごみ分別の徹底・減量化、街の美観、ごみの越境対策などを目的に導入した指定ごみ袋制が今月で1年を経過しました。

指定ごみ袋制実施以降、住民の皆さんのご理解とご協力により、指定ごみ袋の使用は定着していますが、まれに指定以外の袋で出されているステーションが見受けられます。指定袋以外の袋で出されたごみは収集いたしませんのでご注意ください。ごみは、必ず曜日等の決められた収集日に、決められた場所へ、決められた袋で出してください。

なお、事業所から出されるごみは、許可業者に委託するか、環境課が発行する「一般廃棄物処理依頼書」を持参し、富士吉田市環境美化センターへ搬入していただくことになっております。

また、粗大ごみは、町じん介処理場へ直接持ち込んでいただくことになっておりますので、ステーションへは絶対出さないでください。不法投棄と判断される場合には罰則適用の対象となります。

住民の皆さんのご理解とご協力をお願いします。